

議事日程（第六号）

第一 議第一号から議第十四号まで、議第二十八号から議第四十三号まで、議第四十五号から議第六十六号まで及び議第六十八号
令和八年三月二十五日（水）午前十時開議

第二 請願第三十九号から請願第四十一号まで

第三 議第六十九号

第四 県議第一号から県議第六号まで

第五 こども未来・女性若者活躍対策特別委員会、農山村振興・環境保全対策特別委員会、危機事案・暮らしの安心対策特別委員会及び岐阜県の魅力発信・向上対策特別委員会の中間報告について

本日の会議に付した事件

一 日程第一 議第一号から議第十四号まで、議第二十八号から議第四十三号まで、議第四十五号から議第六十六号まで及び議第六十八号

一 日程第二 請願第三十九号から請願第四十一号まで

一 日程第三 議第六十九号

一 日程第四 県議第一号から県議第六号まで

一 日程第五 ことも未来・女性若者活躍対策特別委員会、農山村振興・環境保全対策特別委員会、危機事案・暮らしの安心対策特別委員会及び岐阜県の魅力発信・向上対策特別委員会の間報告について



出席議員

四十五人

一	番	木	村	千	秋	君
二	番	辻	井	俊	貴	君
三	番	判	治	康	信	君
五	番	平	野	恭	子	君
六	番	長	谷	泰	幸	君

第六号
三月二十五日

二十四番	二十三番	二十二番	二十一番	二十番	十九番	十八番	十七番	十六番	十五番	十四番	十三番	十二番	十一番	十番	九番	八番	七番
広瀬	恩田	安井	藤本	今井	所野	平川	小川	森内	山内	澄川	伊藤	中川	森田	黒田	牧田	今井	和田
修君	佳幸君	恵忠君	政司君	嘉嘉君	竜也君	祐也君	祐輝君	益基君	房壽君	寿之君	英生子君	裕子君	治久君	芳弘君	秀憲君	瑠々君	直也君

職務のため出席した事務局職員の職氏名



同	同	同	議事調査課管理調整監	議事調査課長	総務課長	事務局局長
主査	課長補佐	課長補佐	大	三	桂	竈
脇	弥	佐	平	宅	川	橋
若	栄	藤	平	宅	川	橋
知香子	由剛	由子	洋右	誠樹	義彦	智基

四十八番	四十七番	四十六番	四十五番
猫田	岩井	尾藤	村下
			貴夫
	豊太郎	義昭	君
孝君	君	君	君

理事(まちづくり担当)兼都市建築部長	野崎眞司君
都市建築部都市公園・交通局長	戸田克稔君
教 育 長	堀田雄君
警 察 本 部 長	三田貴士君
代 表 監 査 委 員	鈴木豪一君
人事委員会事務局長	大野祥一君
労働委員会事務局長	廣瀬雅史君



三月二十五日午前十時開議

○議長(小原 尚君) ただいまから本日の会議を開きます。



○議長(小原 尚君) 諸般の報告をいたします。

書記に朗読させます。

(書記朗読)

議案の提出について

知事から、本日付をもって、お手元に配付のとおり、議第六十九号 収用委員会委員及び予備委員の任命同意についての議案の提出がありました。

発案書の提出について

議員から、本日付をもって、お手元に配付のとおり、県議第一号 岐阜県議会委員会条例の一部を改正する条例について外五件の発案書の提出がありました。

包括外部監査結果の報告の提出について

包括外部監査人から、お手元に配付のとおり、令和八年三月二十五日付をもって、地方自治法第二百五十二条の三十七第五項の規定により、包括外部監査の結果について報告の提出がありました。

+++++

○議長（小原 尚君） 日程第一及び日程第二を一括して議題といたします。

ただいま議題とした各案件について、各常任委員会委員長に審査の経過及び結果の報告を求めます。総務委

員会委員長 広瀬 修君。

〔総務委員会委員長 広瀬 修君登壇〕

○総務委員会委員長（広瀬 修君） おはようございます。

総務委員会に審査を付託されました議案十二件の審査の経過及び結果についてを御報告申し上げます。

まず、執行部から説明のあった議案の概要を申し上げます。

予算関係議案としまして、議第一号の令和八年度岐阜県一般会計予算、対前年度比約六・一％増の総額九千五百六十八億八千万円であります。

歳入予算の主な内容としましては、県内法人の景気動向等を踏まえた法人税の増収や賃金上昇や物価高などの影響による個人県民税や地方消費税の増収などにより、県税が前年度から五十五億円増の二千七百九十八億円となっております。

また、繰入金については、地域医療介護総合確保基金の繰入れの減少などにより、百五億四千四百七十五万四千円減の四百五十五億八千七百九十五万五千円となっております。

次に、歳出予算中総務委員会関係については、対前年度比約九・三％増の総額二千九百六十億九千三百三十四万七千円であります。

その主な内容としましては、総合庁舎のエレベーターや照明設備改修工事等に係る経費として十二億四千九百六十八万七千円、各都道府県が相互扶助の観点から拠出している被災者生活再建支援基金への追加拠出などに係る費用として十二億四千七十七万九千円が計上されています。

なお、当委員会所管の債務負担行為については、防災情報通信システム衛星系設備更新工事など二十三件を新たに設定するものであります。

特別会計については、議第二号 令和八年度岐阜県公債管理特別会計予算など二件であります。

条例その他の議案としましては、議第二十八号 物価高騰等による使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例についてなど九件であります。

採決の結果、議第一号のうち歳入予算、歳出予算中総務委員会関係、債務負担行為中総務委員会関係、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用、議第二号、議第十一号、議第二十八号から議第三十四号まで、議第四十六号並びに議第六十四号の各案件については、全会一致をもって、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、審査の過程において執行部から各議案の説明を受け、質疑を行いました。その内容について申し上げます。

技術系職員の確保に向けた情報発信の方法について質疑があり、SNSや、名古屋市で開催される大学三年生を対象としたインターンシップを紹介するイベントを活用して、県の仕事の魅力を広く発信していくとの答弁がありました。

また、来年度の政策オリンピックとして実施される消防団員確保に関する県民からのアイデア募集に関し、これまでの施策の方向性とは異なる提案があった場合の取扱いについて質疑があり、そのような提案も含めて、将来あるべき消防団の姿を議論し、施策体系を見直していくとの答弁がありました。

以上、総務委員会の審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

○議長（小原 尚君） 企画経済委員会委員長 所 竜也君

〔企画経済委員会委員長 所 竜也君登壇〕

○企画経済委員会委員長（所 竜也君） 企画経済委員会に審査を付託されました議案六件の審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

まず、執行部から説明のあった議案の概要を申し上げます。

予算関係議案としまして、議第一号の令和八年度岐阜県一般会計予算のうち、歳出予算については、当委員会所管として対前年度比約五・九%減の総額七百三十二億七千三百四十四万四千円となっております。

その主な内容としましては、持続的な賃上げにつながる生産性向上などに取り組む事業者の環境整備を後押しするため、中小企業が実施する職場環境の改善を含む設備投資に対する補助制度の創設に伴う経費などとして、三十八億八千四百八十五万一千円を計上するものであります。

なお、当委員会所管の債務負担行為については、自治体情報セキュリティクラウド整備及び保守管理委託など十三件を新たに設定するものであります。

特別会計については、議第六号 令和八年度岐阜県中小企業振興資金貸付特別会計予算の一件であります。

次に、条例その他の議案としまして、議第三十五号 岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例についてなど三件であります。

最後に、専決処分の承認を求める議案としましては、岐阜県議会議員加茂郡選挙区補欠選挙実施のための経費として、議第六十八号 令和七年度岐阜県一般会計補正予算の専決処分の承認について的一件であります。

採決の結果、議第一号のうち歳出予算中企画経済委員会関係及び債務負担行為中企画経済委員会関係、議第六号、議第三十五号、議第三十九号並びに議第六十三号の各案件については、全会一致をもってそれぞれ原案のとおり可決すべきものと、議第六十八号については、全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決定をいたしました。

なお、審査の過程において執行部から各議案の説明を受け、質疑を行いました。その主なものを申し上げます。

酒米価格高騰の影響を受けた県内酒蔵に対する支援について質疑があり、酒米価格の高騰は今年度に限らず、今後も経営環境の変化が見込まれることから、持続的な経営につながるため、生産性向上など前向きな設備投資に取り組み事業者を支援する趣旨の事業であるとの答弁がありました。

また、移住・定住の促進に関するイベントの開催状況について質疑があり、十一月三十日に東京で開催したぎふ暮らし移住フェアには百九十二組、二百七十八名が来場し、その多くは岐阜県にゆかりのない新規の関心層であったとの答弁がありました。

以上、企画経済委員会の審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

○議長（小原 尚君） 厚生環境委員会委員長 恩田佳幸君。

〔厚生環境委員会委員長 恩田佳幸君登壇〕

○厚生環境委員会委員長（恩田佳幸君） 厚生環境委員会に審査を付託されました議案二十一件及び請願二件の審査の経過及び結果について御報告を申し上げます。

まず、執行部から説明のあった議案の概要を申し上げます。

予算関係議案としましては、議第一号の令和八年度岐阜県一般会計予算のうち、歳出予算については、当委員会所管として対前年度比約一・五％減の総額一千九百八十三億六百七十六万六千円となっております。

その主な内容といたしましては、私立学校振興助成費について、私立小・中・高等学校、幼稚園、専修学校等の教育振興を図るための経費などへの助成として百七十四億九千四十九万六千円、障害者自立支援費について、災害時等においてもサービスを円滑に継続するために必要な設備、備品の購入に要する経費への助成や、物価高騰による負担の軽減を図るための入所定員等に応じた光熱費、食材料費の支援などに係る経費として百

五十二億四千三百八十九千円、児童健全育成推進費について、働きながら子育てがしやすい環境づくりを支援するため、市町村が実施する放課後児童クラブの運営費や環境改善に必要な改修費などを補助する経費として二十七億七千二百二十五万三千円をそれぞれ計上するものであります。

なお、当委員会所管の債務負担行為については、救急・災害医療情報システム整備及び保守管理委託の一件を新たに設定するものであります。

特別会計については、議第三号 令和八年度岐阜県地方独立行政法人資金貸付特別会計予算など三件であります。

次に、条例その他の議案といたしましては、議第三十六号 岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例についてなど十七件であります。

採決の結果、議第一号のうち、歳出予算中厚生環境委員会関係及び債務負担行為中厚生環境委員会関係、議第三号、議第五号、議第三十六号、議第三十七号、議第四十九号、議第五十号、議第五十二号から議第六十二号まで並びに議第六十五号の各案件については全会一致をもって、議第四号及び議第三十八号については、賛成多数をもってそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、審査の過程において執行部から各議案の説明を受け、質疑を行いました。その主なものを申し上げます。

障がい者団体の会員減少対策について質疑があり、若年層の会員確保に向けて新たに支援事業を立ち上げ、SNSの活用など、団体の情報発信力向上に向けた研修を実施する費用などを計上しているとの答弁がありました。

また、P F A S 対策として実施する水質調査について質疑があり、県内の地下水の利用状況を踏まえて、各市町村で少なくとも一か所、五年で百二十五か所の調査を行い、県内の状況把握を行う計画であるとの答弁がありました。

次に、請願に関する審査の結果を申し上げます。

請願第四十号 消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬など、薬の追加負担を行わないことを求める請願書については、公的医療保険制度を維持するために国が慎重に検討をしており、がんや難病患者、低所得者への配慮も検討されたことを踏まえると、制度全体がまだ固まっていない現段階では、国の議論を見極める必要があるとの理由から、不採択とすべきとの意見があった一方で、保険料の引下げ以上に医療費の自己負担が増えるとの理由から、採択すべきとの意見があり、採決の結果、賛成多数をもって不採択とすべきものと決定をいたしました。

請願第四十一号 「高額療養費制度の自己負担限度額引上げの白紙撤回を求める」ことを国に求める請願については、公的医療保険制度の持続可能性などの観点から、国において総合的に検討されたものであり、低所得者への配慮や所得区分細分化による公平性の高いものであるとの理由から、不採択とすべきとの意見があった一方で、受診控えを招き、必要な治療を諦める人を生む可能性があるとの理由から、採択すべきとの意見があり、採決の結果、賛成多数をもって不採択とすべきものとの決定をいたしました。

以上、厚生環境委員会の審査の経過及び結果について御報告を申し上げます。

○議長（小原 尚君） 農林委員会委員長 布俣正也君。

〔農林委員会委員長 布俣正也君登壇〕

○農林委員会委員長（布俣正也君）

農林委員会に審査を付託されました議案六件の審査の経過及び結果について

御報告を申し上げます。

まず、執行部から説明のありました議案の概要を申し上げます。

予算関係議案といたしまして、議第一号の令和八年度岐阜県一般会計予算のうち、歳出予算については、当委員会所管として対前年度比約九%増の総額四百五十五億一千九百六十九万三千円となっております。

その主な内容といたしまして、県営中山間地域総合整備事業費及び県営農村振興総合整備事業費について、中山間地域などにおいて、地理的条件や営農実態に合わせた生産基盤や生活環境基盤の整備のための経費として十七億七百五十万円、林道事業費について、市町村が行う間伐などの森林整備や林道整備への助成などの経費として十二億五千九百一十九千円をそれぞれ計上するものであります。

なお、当委員会所管の債務負担行為については、農業企業化資金の利子補給など二十一件を新たに設定するものであります。

特別会計については、議第七号 令和八年度岐阜県就農支援資金貸付特別会計予算など二件であります。

次に、条例その他の議案といたしまして、議第四十号 岐阜県農業大学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例についてなど三件であります。

採決の結果、議第一号のうち、歳出予算中農林委員会関係及び債務負担行為中農林委員会関係、議第七号、議第八号、議第四十号、議第四十一号並びに議第六十六号の各案件については、全会一致をもってそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、審査の過程において執行部からの議案の説明を受け、質疑を行いました。その主なものを申し上げます。

す。

新規就農・就業サポート事業費に關しまして、具体的な取組内容についての質疑があり、青年農業士連絡協議会と連携をしまして、ユーチューブなどで若手農業者の姿を伝える取組を充実させていくとの答弁がありました。

また、県産材利用総合対策事業費に關し、エネルギーの森づくりに取り組む事業者の選定方法などについての質疑があり、申請がなされた七つの事業者に対して、実証、整備の支援を行う予定であるとの答弁がありました。

以上、農林委員会の審査の経過及び結果について御報告を申し上げます。

○議長（小原 尚君） 土木委員会委員長 藤本恵司君。

〔土木委員会委員長 藤本恵司君登壇〕

○土木委員会委員長（藤本恵司君） 土木委員会に審査を付託されました議案十一件及び請願一件の審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

まず、執行部から説明のあった議案の概要を申し上げます。

予算関係議案としましては、議第一号の令和八年度岐阜県一般会計予算のうち、歳出予算については、当委員会所管として対前年度比約一六・九%増の総額九百八十一億七千六十三万六千円となっております。

その主な内容としましては、県管理の道路や橋梁などの新設や改築を行う経費として百七十六億九千三百八十二万円、都市計画区域内の幹線道路の整備を行う経費として十三億三千七百四十四万八千円が計上されております。

なお、当委員会所管の債務負担行為については、県道大垣江南線長良川新橋高架橋（下部）新設工事など五十一件を新たに設定するものであります。

企業会計については、議第十二号 令和八年度岐阜県流域下水道事業会計予算など三件、特別会計については、議第九号 令和八年度岐阜県徳山ダム上流域公有地化特別会計予算など二件であります。

次に、条例その他の議案としましては、議第四十二号 岐阜県特定都市河川浸水被害対策法施行条例についてなど五件であります。

採決の結果、議第一号のうち、歳出予算中土木委員会関係及び債務負担行為中土木委員会関係、議第九号、議第十号、議第十二号から議第十四号まで、議第四十二号、議第四十三号、議第四十七号、議第四十八号並びに議第五十一号の各案件については、全会一致をもってそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において執行部から各議案の説明を受け、質疑を行いました。その主なものを申し上げます。

木曾三川を活用したサイクルツーリズムに関し、令和七年度の進捗及び令和八年度の実施内容について質疑があり、令和七年度は、木曾川中流域のサイクリングルートの選定及び走行環境の整備計画を策定し、令和八年度は、整備計画に基づき走行環境の整備を進めるとともに、長良川と木曾川をつなぐルートの調査及び整備計画の策定を予定しているとの答弁がありました。

次に、請願に関する審査の結果を申し上げます。

請願第三十九号 長良川河口堰の運用見直しとゲートの試験的開放の議決を求める請願については、現在も、

決して塩害を発生させないという前提の下で弾力的なゲートの開閉操作が行われるなど、長良川の良好な環境保全対策が継続して実施されている中、ゲートの開放により塩害の発生が懸念されることから不採択とすべきとの意見があり、採決の結果、全会一致をもって不採択すべきものと決定いたしました。

以上、土木委員会の審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

○議長（小原 尚君） 教育警察委員会委員長 今井政嘉君。

〔教育警察委員会委員長 今井政嘉君登壇〕

○教育警察委員会委員長（今井政嘉君） 教育警察委員会に審査を付託されました議案二件の審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

まず、執行部から説明のあった議案の概要を申し上げます。

予算関係議案としましては、議第一号の令和八年度岐阜県一般会計予算のうち、歳出予算については、当委員会所管として対前年度比約八・六％増の総額二千四百五十五億一千六百一十四千円となっております。

その主な内容といたしまして、人事委員会勧告に伴う給与改定のほか、教育委員会関係では、小学校段階における学校給食への支援や公立高校生等の就学支援に係る経費として、百五億三千四百八十七千円が計上されております。

また、警察本部関係では、令和九年度に予定されている令状請求などの刑事手続業務のＩＴ化に必要な機材の整備に係る経費として、九千四百四十万一千円が計上されております。

なお、当委員会所管の債務負担行為については、県立高等学校空調設備改修工事など三十三件を新たに設定するものであります。

次に、条例その他の議案としまして、議第四十五号 岐阜県使用済金属類営業に関する条例の一部を改正する条例についての一件であります。

採決の結果、議第一号のうち、歳出予算中教育警察委員会関係及び債務負担行為中教育警察委員会関係並びに議第四十五号の各案件については、全会一致をもってそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において執行部から各議案の説明を受け、質疑を行いました。その主なものを申し上げます。

教育委員会関係では、異学年集団による学び合いの今後の進め方について質疑があり、まずは三市町村程度の推進校において年間十時間以上活動していただき、その取組の成果や課題を広く県内で共有することを検討しているとの答弁がありました。

また、警察本部関係では、大規模災害対策として整備する屋外シャワーキットの平時の活用について質疑があり、有事にいつでも使えるように、平時から各種災害訓練等で活用して有事に備えたいとの答弁がありました。

以上、教育警察委員会の審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

○議長（小原 尚君） ただいまから、議第二号、議第三号、議第五号から議第八号まで、議第十一号から議第十四号まで、議第二十九号から議第三十七号まで、議第三十九号、議第四十一号から議第四十三号まで、議第四十五号から議第六十六号まで及び議第六十八号を一括して採決いたします。

お諮りいたします。各案件を各委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小原 尚君） 御異議なしと認めます。よって、各案件は各委員長報告のとおり決定をいたしました。ただいまから、議第一号、議第四号、議第九号、議第十号、議第二十八号、議第三十八号及び議第四十号並びに請願第三十九号から請願第四十一号までについて討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。十二番 中川裕子君。

〔十二番 中川裕子君登壇〕

○十二番（中川裕子君） ただいまの十件について意見を申し上げます。よろしくお願いします。

まず初めに、議第一号 令和八年度岐阜県一般会計予算についてです。

二点申し上げます。

県が今年度行った県政世論調査で、前年より生活が苦しいという回答が、変わらないという回答を四年連続で大きく上回るという、過去にない厳しい結果が出ております。それだけ県民の中には、多くの福祉や教育、生活への応援策へのニーズがあると感じております。

県では、新年度の予算編成に当たり、一千二百事業にわたる事業見直しが行われ、その収支改善効果額は四十二億円と聞いております。事業見直しは、効率化や新たな生活応援策のための財源を生み出すという重要な効果も期待でき、全否定するわけではありませんが、本当に県民サービスの向上につながるものなのか、疑問が残る見直しも一部で見られます。

国による児童手当の対象拡大を理由に、中学三年生に支給していた高等学校就学準備等支援事業費補助金を廃止されました。そもそも高校進学時にかかる経済負担、いわゆる隠れ教育費が重いことが問題であり、この

問題を解消していくためにやるべきことがあったと思います。例えば、新年度からタブレット端末が原則個人負担化されますが、浮いた予算でこうした負担軽減策が検討できなかったのでしょうか。

ほかに、国の出産一時金充実を踏まえ、第二子以降の出産祝い金が廃止されました。このように、国の制度が拡充されたことを理由に県の支援を廃止してしまったら、事業見直しの目的である県民サービスの向上とは言えません。特に強調したいのは、事業見直しの要因となった県の厳しい財政状況は、生まれてくる子供や高校生には責任がないことであり、子供に関する予算の削減、制度の縮小には慎重になるべきだと考えます。

二点目として、こうした事業見直しが行われる一方で、依然として県債への依存度の高い事業が続いているという点です。

東海環状自動車道及びアクセス道路建設事業、約八十五億四千万円、その財源の約八％が県債です。新丸山ダム建設事業、本体工事と付け替え道路整備、内ヶ谷ダム建設事業、本体工事等で事業費は合わせて約三十五億五千万円、これらのダム建設でも県債の割合は約六三・三％と大きく、これらが長らく県財政を圧迫してきました。長年積み上がった県債の返済、いわゆる公債費について、県は今後、年約五十億円も増加すると想定しています。事業見直しで四十二億円の収支改善を生み出しても、その効果以上に借金の返済額が増えていってしまうという状況です。今回の事業見直しによって、構造的な収支改善には至っていないと認めてもらっていますが、これら県債の依存度の高い事業を県財政の実情を考えて、スピードを落とすなど根本的な打開策を求めます。

続いて、議第四号 令和八年度岐阜県国民健康保険特別会計についてです。

令和八年度は、保険料水準統一化の三年目となります。段階的に医療費水準を反映させない算定方式が進め

られています。これの問題は、国の財政支援が十分でない中で進められてきたため、医療給付費が少ない市町村が高い市町村を財政的にカバーすることになり、医療費をあまり使っていない市町村ほど保険料が引き上がるという矛盾が出ていることです。もともと加入者に低所得者が多いにもかかわらず、高い保険料という構造的な問題を抱えており、負担の公平性の観点から、せめて協会けんぽと水準まで保険料を引き下げる国の財政支援が必要と考えます。当面、県の一般会計からの繰入れなども検討すべきと考えます。

続いて、議第九号 岐阜県徳山ダム上流域公有地化特別会計予算についてです。

旧徳山村村民が、ダムで村が水没した後でも、自分が所有する山林に立ち入るため道路整備が約束されていましたが、これがほごにされ進められた公有地化事業です。事業そのものに反対しております。

続いて、議第十号 岐阜県営住宅特別会計予算についてです。

これまで入居率の低い県営住宅を対象に、二度にわたる集約化、縮小化が行われてきました。新年度は、集約化後の解体工事が行われると聞いております。二度にわたる集約化は、再度転居を求められるなど、安心して住み続けられるかどうか分からない状況であったとの入居者からの声があります。当初の狙いであった入居率の改善も見られません。県営住宅は住宅のセーフティネットです。今後は、入居率の改善のために、バリアフリー化、住環境改善に向け優先的に取り組むとともに、必要な管理戸数を明確にした上で、入居者が振り回されることのない計画的な取組を求めます。

続いて、議第二十八号 物価高騰等による使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例についてです。

事業見直しの中で、歳入確保策の強化として、県有施設などの使用料、手数料の見直しが上げられています。

す。三十以上の条例にわたって行うというもので、これによる影響額は八千八百八十七万円とのことです。この中で、営利目的の企業や事業所などが各種手続をするためのものと、一般県民が教育や文化に触れる機会、集うための場所、これらは分けて整理する必要があると考えます。

例えば、岐阜県博物館、岐阜県美術館、岐阜県現代陶芸美術館、ぎふアリーナ、福祉友愛プール、ぎふ木遊館などは、県民が日常的に文化、芸術を楽しみ、スポーツをする貴重な場であり、経済的な負担をかけず大いに使ってもらえるようにするのが施設の本来の目的です。博物館法では、公立博物館は、維持運営のためやむを得ない事情がある場合を除いて、原則入館料を徴収してはならないともなっております。

先ほど申し上げましたが、事業見直しの目的は県民サービスの向上と説明がされてきました。入館料を上げることが県民サービスにつながることは考えられず、県民が日常的に利用する文化、芸術、スポーツなどの施設も、区別なく一律に引き上げることは同意しかねます。

続いて、議第三十八号 岐阜県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例についてです。

これは、国民健康保険に子ども・子育て支援金を上乘せして徴収するというものです。子育て支援は重要ですが、本気で子育て支援を強化するのであれば、税でも保険料でもないものを医療保険に上乘せして徴収するのではなく、国庫負担でしっかり対応すべきです。この方式がまかり通ってしまえば、医療と無関係な政策まで保険料に上乘せされ、流用することが実質認められてしまうということであり、加入者の医療を支えるという医療保険制度の枠組みも大きく崩れます。

また、所得が同じでも、協会けんぽと国保などに入るなど、入る保険によって支援金の負担額が変わり、低所得者が多い国民健康保険のほうが支援金が重くなり、たとえ収入がゼロであってもかかってくるということ

であり、税とは異なり不公平です。

社会保険料の負担軽減を求める声が年々大きくなっていますが、引下げどころか、全ての医療保険で引上げとなります。そのため、メディアでは、実質的な独身税ではとの批判も出ておりました。この議案は、国の法改正によるものですが、子育て支援の財源は税である国庫負担で対応するのが筋だと思えます。国保の事業主体である県としても、極めて異例となるこの仕組みに対し、是正を国に求めていただきたいと申し上げます。

続いて、議第四十号 岐阜県農業大学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例です。

授業料は、年額七万三百二十円から十一万八千八百円へ一・六倍という大幅引上げです。先ほどの第二十八号議案、各種料金の引上げで申し上げたことと同様の理由で反対しますが、一点付け加えますと、農業は岐阜県の基幹産業として位置づけていく必要があります、その大前提は、人材育成に立脚したものだと思えます。

岐阜県農業大学校は、年間三百時間の実習を含む千二百時間の授業時間を通じ、多岐にわたる野菜、果実の栽培、家畜の飼育など充実した教育内容を維持されており、卒業生の八五％が農業者や農業指導者の道を選ぶという岐阜県の農業振興の中で大きな役割を果たす存在です。大いに入学者を増やし、県としても育成に力を入れていくべきです。県では、新たな農政の基本計画が策定され、新年度からは、いよいよこれが本格スタートというタイミングであり、この判断は非常に残念です。

続いて、請願に移ります。

請願第三十九号 長良川河口堰の運用見直しとゲートの試験的開放の議決を求める請願についてです。

河口堰完成から三十年が経過し、現在の長良川の河川環境の実態をどう捉え、これからの長良川河口堰をどう運用していくべきか、改めてこれらの課題について先送りせず、真正面から検討すべき節目が来ていると考

えます。愛知県の長良川河口堰最適運用検討委員会は、これまで、河口堰を開門し、汽水域の生態系を復活させることを提言されておられます。今月、この愛知県の検討委員会が主催したシンポジウムに、初めて水資源機構から揖斐川・長良川総合管理事務所等の方も登壇されました。

愛知県知事は、河口堰にはいろんな意見がある。管理する水資源機構さんの参加は意義深いと前向きに評価されたことが報道されているように、それぞれの立場や考え方がある中で、これからの河口堰の運用について話し合われていることは、清流長良川を取り戻す上でとても重要なことだと思います。

先ほど、不採択の理由として、ゲートの開放により塩害が懸念されると報告されましたが、何度も申し上げているように、その根拠は、四半世紀前の計算技術で作成された図面であり、少なくとも現況の河床データや実態に即した解析データを基に検討すべきです。既に河口堰の管理者と愛知県の検討委員会では対話が始まっています。岐阜県議会としても請願を受け止めて、まずは請願にあるような実証的調査をすることが必要なのではないでしょうか。

続いて、請願第四十号 消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬など、薬の追加負担を行わないことを求める請願についてです。

検討されている対象品目は、解熱剤や鎮痛剤、胃炎の薬、目のかゆみ、充血に効く目薬など、一千百品目以上とされており、ほとんどの方が何らか処方されたことがあったり、日常的にお世話になっているものであり、その影響は県民の広範囲に及びます。追加負担を含めた実質的な窓口負担は、医療保険が三割負担の方は五割に、二割の方は四割、一割の方は実質三割負担に増加することです。これによる現役世代の保険料軽減効果は、月約六十六円ほどだということも明らかになりました。

不採択理由として上げられた医療制度の維持ということは理解できませんが、高い保険料を払っているにもかかわらず、必要なときには窓口負担が重くなる一方では、加入者にとって公的医療保険の維持どころか、その意味合いはどんどん失われます。それこそ制度の役割、根幹に関わる問題です。請願の趣旨は妥当なものであり、採択を求めます。

最後です。

請願第四十一号 「高額療養費制度の自己負担限度額引上げの白紙撤回を求める」ことを国に求める請願です。

私自身、様々な相談を受ける中で、現役世代の方からの相談で本当に深刻なのは、突然のがんや脳梗塞など重篤な病気です。精神的なショックや治療による身体的負担はもちろんですが、大きいのは経済的な問題です。個人事業主やフリーランスは、事業縮小や廃業、休業です。企業の従業員の方も、勤務時間の短縮、退職、退職を余儀なくされます。収入が激減し、またはゼロになる中で、子育てや教育費、住宅ローンや家賃などの住居費をどうやって払っていけばよいかと途方に暮れる方もいらつしやいます。現在の高額療養費の自己負担上限額であっても、実際には厳しく、治療が長引くならどうなるだろうと、貯金がどんどん減っていく中で不安を抱えながらの治療というケースも少なくないのが現状です。

制度利用者への聞き取りでは、上限が引き上げられたら子供の進学を諦める、治療を諦めるとの回答が目立っています。現役世代の四人に一人はがんが見つかると言われていた時代です。こういう重い病気の発覚という人生の一大事のとまきこそ、生活と治療をしっかりと続けていくことができ、希望が持てるためにあるのが公的医療保険制度だと思います。

検討されている上限引上げで、保険料の軽減は月約百十六円ほど、現役世代にとつて保険料の軽減額は僅かですが、万が一のリスクが増大するのがこの見直しであり、請願は採択すべきと考えます。

以上、十件について申し上げました。よろしくお願ひします。

○議長（小原 尚君） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

ただいまから、議第一号、議第四号、議第九号、議第十号、議第二十八号、議第三十八号及び議第四十号並びに請願第三十九号から請願第四十一号までを起立により一括して採決いたします。

お諮りいたします。各案件を各委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小原 尚君） 起立多数であります。よつて、各案件は各委員長報告のとおり決定いたしました。

+++++

○議長（小原 尚君） 日程第三を議題といたします。

追加提出議案に対する知事の説明を求めます。知事 江崎禎英君。

〔知事 江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君） 皆様、おはようございます。

本日追加提出いたしました議案につきまして御説明申し上げます。

議第六十九号は、収用委員会委員の任期満了に伴い、予備委員の堀 雅博氏を新たに委員に任命するとともに、長井和佳子氏を新たに予備委員に任命するため、同意を求めるものでございます。

議員各位におかれましては、どうぞよろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小原 尚君） お諮りいたします。ただいま議題となっております議第六十九号を直ちに採決いたしましたと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小原 尚君） 御異議なしと認めます。よつて、本案を直ちに採決することに決定をいたしました。

ただいまから、議第六十九号 収用委員会委員及び予備委員の任命同意についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小原 尚君） 御異議なしと認めます。よつて、本案はこれに同意することに決定をいたしました。

+++++

○議長（小原 尚君） 日程第四を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております各案件のうち、県議第一号 岐阜県議会委員会条例の一部を改正する条例についてを直ちに採決したいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小原 尚君） 御異議なしと認めます。よって、本案を直ちに採決することに決定いたしました。

ただいまから、県議第一号 岐阜県議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小原 尚君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまから、県議第二号 自衛隊員の処遇改善及び退職自衛官の再就職促進に関する意見書について及び県議第三号 安定的な皇位継承に係る国会議論促進を求める意見書についての各案件に対する提出者の説明を求めます。二十四番 広瀬 修君。

〔二十四番 広瀬 修君登壇〕

○二十四番（広瀬 修君） 県議第二号 自衛隊員の処遇改善及び退職自衛官の再就職促進に関する意見書について、提案者を代表し、意見書発案の趣旨を御説明いたします。

近年、世界的に紛争が相次ぎ、我が国の安全保障環境は一層厳しさを増しています。このような中、自衛官の要員不足は依然深刻で、応募者数の減少と中途退職者の存在が大きな懸念材料となっています。また、自衛官の賃金や勤務環境がその特殊性や高い拘束性と高い中途退職者の存在が大きな懸念材料となっています。また、自衛官の難しさ、幹部自衛官の転勤負担なども離職の要因と指摘されています。特に若年層の退職が多い現状は看過できません。

将来にわたり安定して防衛力を維持するためには、現役隊員の処遇改善を進めるとともに、退職後の安心を確保することも重要です。退職自衛官は、高度な規律意識や危機管理能力を備え、行政や民間など幅広い分野

で活躍し得る人材であり、その能力が社会で生かされる仕組みづくりが求められています。自衛官が誇りを持つて職務に専念できる環境整備は、国の安全保障に直結する課題であります。

よって、一、自衛隊員の給与、休日、住居、福利厚生等を含む処遇のさらなる改善を図ること。

二、自衛隊の人材確保及び人材定着を目的とした継続的かつ実効性ある施策を推進すること。

三、退職自衛官の円滑な再就職を促進するため、必要な制度の充実及び再就職支援体制の整備を図ることについて措置を講ずるよう強く求めるため、国に意見書を提出したいと考えております。

続きまして、県議第三号 安定的な皇位継承に係る国会議論促進を求める意見書について、提案者を代表し、意見書発案の趣旨を御説明申し上げます。

悠仁親王殿下におかれましては、令和六年九月に成年式を迎えられ、諸儀式が滞りなく執り行われました。誠に慶賀に堪えないこととあります。また、令和六年七月には、本県で開催された全国高等学校総合文化祭に御臨席いただき、さらに十月には、天皇皇后両陛下にも、清流の国ぎふ文化祭二〇二四へ御臨場を賜りました。県民にとって大きな喜びであり、皇室の御存在が地域、そして全国の国民にとって極めて重要であることを改めて実感したところであります。

悠仁親王殿下は皇位継承順位第二位であられ、当面は皇位の安定が期待されます。しかし、皇族数の減少が続く中、現行制度のままでは将来的な皇位継承の安定に懸念が生じております。政府が国会に対し、安定的な皇位継承に関する検討を求めてから既に四年が経過しております。皇族数の確保は喫緊の課題であり、我が国の根幹に関わる極めて重要な課題であります。よって、安定的な皇位継承に向けた国会での議論を早急に進め、一刻も早くその総意を取りまとめることを要望するため、国に意見書を提出したいと考えております。

どうか議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。意見書発案の趣旨説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（小原 尚君） ただいまから県議第二号及び県議第三号について討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。十二番 中川裕子君。

〔十二番 中川裕子君登壇〕

○十二番（中川裕子君） ただいまの二件について申し上げます。

まず最初、県議第二号 自衛隊員の処遇改善及び退職自衛官の再就職促進に関する意見書についてです。

この意見書は、深刻な要員不足解消のため、処遇改善を国に求めるものとなっています。自衛隊員の処遇改善は、これまで日本共産党としても賛成してまいりましたし、実際にかつてない自衛官の処遇改善が行われ、三十を超える手当等の新設、金額の引上げが進められています。しかし、自衛官の応募が少なく、定員割れが続いており、根本的な問題は、処遇改善では解決していかないことが明らかになっています。

これは、自衛官の応募数、採用数、中途退職者数の推移から見る必要があると思います。自衛官の応募数、採用は、二〇一四年と二〇二四年で比較すると、この十年で約四割減となりました。さらに、自衛官の中途退職者数は、二〇二一年から年間五千人を大きく上回る高い水準で推移しています。応募者数が大きく減った二〇一五年度は、これまでの個別的自衛権から大きく転換し集团的自衛権の行使容認が閣議決定されたときです。

さらに、二〇二二年度から二十三年度にかけても大きく減少していますが、このときは二十二年十二月に敵基地攻撃能力の保有などを盛り込んだ安保三文書が決定、加えて元陸上自衛隊員が自衛隊内で受けた性暴力の

告発、そしてハラスメント被害を受けた現職自衛官の国賠訴訟も起きております。この時期から退職者が増加し、五千人台を超え、翌年には六千人台を超えました。

さらに、募集を強化したことによる弊害も出ています。本人の同意なしに自衛隊に個人情報を提供したとして、二〇二四年には奈良県の当時の高校生が、そして明日、岐阜県の現役高校生が国と市を提訴すると聞いております。

意見書案では、定員割れについて、安全保障環境の変化などの外的要因も影響していると書かれているように、要因は処遇だけの問題ではありません。重大な問題として、これまでの専守防衛とは大きく異なる集団的自衛権の容認など、政府の自衛隊の位置づけの変化があると考えます。自衛官の多くが、災害救助や専守防衛という本来果たすべき役割に強い使命感を持っておられます。しかし、こうしたこれまでの役割から外れ、他国の戦争に巻き込まれる危険が現実的なものになっていると感じていることが、応募数の減少、そして退職者の増加ではないでしょうか。意見書案では、応募者数の減少や退職者の増加が大きな課題だとしていますが、本気で改善を求めるのであれば、これら自衛隊が直面している本質に関わる問題こそ触れるべきだと思います。

続いて、県議第三号 安定的な皇位継承に係る国会議論促進を求める意見書についてです。

提案されました案は、天皇の制度は男系男子で継承されることが前提となっておりますが、二〇一七年の天皇の退位に関する皇室典範特例法案の附帯決議では、女性宮家の創設は重要な課題であり、検討し、速やかに国会に報告するとされました。女性天皇、女系天皇についても報告することを求めています。

天皇について定めた憲法第一条では、天皇は日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴としています。日本

国民は、当然のことながら、男性、女性、多様な性を持つ国民で構成されています。その統合の象徴を男性に限定する理由はありません。

現在の国会議論は、男系男子で継承されることが前提となつた有識者会議の報告がまとめられ、それをベースに議論が進められようとしており、この意見書は、その立場で議論の促進を求めるものです。しかし、女性、女系天皇の案も排除せず議論を求めることこそ、過去の国会での附帯決議にとどまらず、憲法の条文に照らし、合理性があると考えられます。

以上の理由でこの意見書案には賛同できません。よろしく願います。

○議長（小原 尚君） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもつて討論を終結いたします。

ただいまから、県議第二号及び県議第三号を起立により一括して採決いたします。

お諮りいたします。各案件を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小原 尚君） 起立多数であります。よつて、各案件はいずれも原案のとおり可決されました。

ただいまから、県議第四号 伝統的酒造りに対する支援の充実を求める意見書についての案件に対する提出者の説明を求めます。十九番 所 竜也君。

〔十九番 所 竜也君登壇〕

○十九番（所 竜也君） 県議第四号 伝統的酒造りに対する支援の充実を求める意見書について、提案者を代表し、意見書発案の趣旨を御説明いたします。

酒造りは、古くから日本の食文化を支えてきた伝統産業であり、地域の風土や歴史と深く結びついて発展をしてきました。本県におきましても、令和六年度に四十二年ぶりとなる酒造好適米新品種「酔むすび」が開発されるなど、地元産原料を生かした日本酒の新たなブランド創出が期待をされています。また、伝統的酒造りは、令和六年にユネスコ無形文化遺産に登録され、その価値が国際的にも認められています。

しかし、近年酒造業界は、原料米の価格高騰や担い手不足、資材価格の上昇など、多くの課題に直面しています。特に、酒造用原料米の急激な価格上昇は酒蔵の経営を圧迫しており、主食用米への作付転換の動きも見られる中で、必要量の原料米が確保できない懸念も生じています。

本県では、こうした状況に対応するため、来年度から県産酒米価格高騰等緊急支援事業により、酒蔵の設備導入や酒造好適米購入への補助を行うこととしていますが、日本酒の生産基盤を守り、伝統技術を将来に引き継いでいくためには、国によるより一層の支援が不可欠であります。

よって、一、高騰する酒造用原料米の仕入れ価格補償など、酒造用原料米の確保に向けた支援策を講じることに。

二、酒造用原料米の生産基盤の維持・確保のため、作付の維持及び生産者の経営安定に資する施策を強化することについて措置を講ずるよう強く求めるため、国に意見書を提出したいと考えております。

どうか議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。意見書発案の趣旨説明いたします。

○議長（小原 尚君） お諮りいたします。県議第四号を直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（小原 尚君） 御異議なしと認めます。よって、本案を直ちに採決することに決定をいたしました。

ただいまから県議第四号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小原 尚君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまから、県議第五号 インターネット・SNSを利用した犯罪を防止する取組の更なる強化を求める意見書についての案件に対する提出者の説明を求めます。二十番 今井政嘉君。

〔二十番 今井政嘉君登壇〕

○二十番（今井政嘉君） 県議第五号 インターネット・SNSを利用した犯罪を防止する取組の更なる強化を求める意見書について、提案者を代表し、意見書発案の趣旨を御説明申し上げます。

近年、SNS等を通じて投資を名目に金銭をだまし取る投資詐欺や、恋愛感情を抱かせ金銭を詐取するロマンス詐欺が全国的に相次いでいます。また、いわゆる闇バイトを利用した犯罪は、特殊詐欺だけでなく、強盗や監禁などにまで拡大し、国民の不安が高まっています。加えて、オンラインカジノの利用拡大も深刻な社会問題となっています。

国においては、各種対策を策定し、動画による啓発や教育機関での防犯指導、相談体制の整備など、様々な取組が進められています。しかし、SNSを介した詐欺等の犯罪は後を絶たず、国民の不安解消には至っていません。インターネットやSNSを利用した犯罪から県民の安全を守るためには、国レベルでの実効性のある対策の強化が不可欠であります。

よつて、一、SNSの利用上の注意等について、広報啓発活動により一層推進すること。特に闇バイトについては、若者に訴求力の高い広報を実施すること。

二、若者が使い慣れているSNS等を利用した相談窓口を設置するなど、相談体制の拡充をすること。

三、プラットフォーム事業者に対し、広告審査の厳格化や違法・有害情報の削除迅速化を促し、特にオンラインカジノについては、違法性の周知と違法広告の削除を徹底すること。

四、秘匿性の高い通信アプリが悪用される事案を踏まえ、運営事業者に対し、本人確認の徹底や必要時の情報開示を義務づける法整備を早急に検討することについて措置を講じるよう強く求めるため、国に意見書を提出したいと考えております。

どうか議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小原 尚君） お諮りいたします。県議第五号を直ちに採決いたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小原 尚君） 御異議なしと認めます。よつて、本案を直ちに採決することに決定をいたしました。ただいまから県議第五号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小原 尚君） 御異議なしと認めます。よつて、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまから、県議第六号 北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための広報啓発を推進する

決議についての案件に対する提出者の説明を求めます。二十三番 恩田佳幸君。

〔二十三番 恩田佳幸君登壇〕

○二十三番（恩田佳幸君） 県議第六号 北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための広報啓発を推進する決議について、提出者を代表して提案説明をさせていただきます。

北朝鮮による日本人拉致問題の解決は、我が国の主権、そして国民の生命と安全に関わる最重要課題であります。しかしながら、長い年月の経過により国民の関心の低下や記憶の風化が懸念されており、特に若い世代への理解促進が求められている状況にあります。

このような中、令和五年四月、政府は、全国の知事及び教育長に対して、学校等で拉致問題に関する映像作品を活用するよう要請を行いました。本県におきましても、アニメ「めぐみ」や解説動画の活用、県民向け啓発事業の推進など、拉致問題に対する理解を深める取組を着実に進めていく必要があります。

全ての拉致被害者の一日も早い帰国を願う国民の強い思いを示すことが問題解決に向けた大きな後押しとなるとの認識の下、広報啓発が一層充実するよう取り組んでいくことは極めて重要であります。このことが本議会の意思であることを確認するため、決議を求める提案をさせていただくものであります。

どうか議員各位の御理解と御賛同を賜りますようお願い申し上げます。決議提案の趣旨説明とさせていただきます。

○議長（小原 尚君） お諮りいたします。県議第六号を直ちに採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小原 尚君） 御異議なしと認めます。よって、本案を直ちに採決することに決定いたしました。

ただいまから県議第六号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小原 尚君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

+++++

○議長（小原 尚君） 日程第五を議題といたします。

お諮りいたします。各特別委員会に付託中の調査事件については、岐阜県議会議規則第四十六条第一項の規定により、この際、中間報告を求めらることにいたしましたと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小原 尚君） 御異議なしと認めます。よって、各特別委員会に付託中の調査事件については、中間報告を求めらることに決定いたしました。

ただいまから各特別委員会の中間報告を求めます。こども未来・女性若者活躍対策特別委員会委員長 尾藤義昭君。
義昭君。

〔こども未来・女性若者活躍対策特別委員会委員長 尾藤義昭君登壇〕

○こども未来・女性若者活躍対策特別委員会委員長（尾藤義昭君） こども未来・女性若者活躍対策特別委員会、

令和七年度の中間報告を申し上げます。

当委員会は、急速な少子化や地域の担い手不足、働き方の多様化など、現代社会が抱える複雑な課題に対応し、子供、女性、若者がそれぞれのライフステージにおいて、安心して暮らし、活躍できる社会の実現に向けた対策に関する調査を行うことを目的とし、設置されたものであります。

それでは、当委員会に付託されておりますことも未来・女性若者活躍対策の推進について、今年度の調査の概要を報告いたします。

今年度は、子供を取り巻く教育、福祉施策から女性や若者の活躍を促す多様な働き方や職場づくりに至る幅広い分野を対象として、参考人招致や先進地視察を行い、調査を実施しました。

まず、昨年七月に、いじめ防止対策について、岐阜工業高等専門学校の学校心理士スーパーバイザーを参考人として意見を聴取し、議論を行いました。

参考人からは、学校関係者、家族、行政など当事者ではない立場の関係者が早期の段階から連携し、いじめの兆候を見逃さずに関わることの重要性や、初期段階における適切な対応がその後の深刻化を防ぐ上で重要であること、またSNSを介した間接的ないじめなど、従来とは異なる現代的な特徴などについて説明がありました。

委員からは、いじめが起きる要因や幼児期におけるいじめ防止へのアプローチについて質疑があり、参考人からは、いじめは性格の違いなど人間関係の中で自然に生じるものであり、不適切な行動であることを一つ一つ丁寧に伝えることや相手の気持ちを考えさせることが有効であるとの説明がありました。

次に、昨年八月には、地域資源を活用し、自然体験から地域産業の学習、地域活性化の企画立案まで、学年

ごとに段階的なテーマを設定し、ふるさと教育を推進している郡上市立郡南中学校、社員主体の多様な働き方改革として、子連れ出勤制度や業務の細分化による短時間勤務体制の整備、女性チームによる風土改革に取り組む三承工業株式会社、産業用ロボットの見学やアイデア創出を通じて、若者のロボット技術への関心や創造力を育むロボットアイデア甲子園の開催協力による職業体験機会の創出や、女性社員と育休中の社員との交流事業に取り組む株式会社田口鉄工所の視察調査を行いました。

郡上市立郡南中学校では、学年別に展開されている取組内容について質疑があり、一年生では、郡上を知ることを中心に、豊富なアウトドア資源を活用して郡上の自然体験活動に取り組んでおられること、二年生では、地域の大人や企業と連携し、郡上の産業や文化を学ぶことに重点を置いていること、三年生になると、郡上の未来を考え、地域活性化の企画を自ら立案し、実践する段階に発展するとの説明がありました。

最後に、今年一月には広島県を訪問し、SDGsやESDの視点を取り入れ、自然との触れ合いを通じて子供の主体性と創造性を育む広島大学附属幼稚園、約二十一万冊の蔵書を有し、読書活動の推進や調べ学習の支援に取り組む全国有数の児童専門図書館5Daysこども図書館、そして不登校等の児童・生徒に対し、対面とオンラインの双方から社会とのつながりと個々の状況に応じた学びの機会を提供するSCHOO“S”の視察調査を行いました。

広島大学附属幼稚園では、山を活用した自由教育が園児の運動能力に与える影響について質疑があり、園児の様子を観察する中で、転倒時の受け身がうまいなど、けがをしにくい身体感覚の発達が見受けられること、また卒園児の保護者からは、小学校入学後において、意欲やチャレンジ精神、リーダー性が身についているとの評価が寄せられている一方で、これらの効果を裏づける客観的なエビデンスの蓄積が十分とは言えないこと

が課題であるとの説明がありました。

以上、当委員会の主な調査概要について御報告申し上げましたが、子供、女性、若者がそれぞれの立場で安心して暮らし、活躍できる社会の実現に向けて、総合的かつ計画的に取り組まれるよう、知事をはじめ関係機関の皆様の御努力を期待し、当委員会の令和七年度における中間報告といたします。

○議長（小原 尚君） 農山村振興・環境保全対策特別委員会委員長 村下貴夫君。

〔農山村振興・環境保全対策特別委員会委員長 村下貴夫君登壇〕

○農山村振興・環境保全対策特別委員会委員長（村下貴夫君） 農山村振興・環境保全対策特別委員会、令和七年度中間報告を申し上げます。

当委員会は、農山村振興対策と環境保全対策を主な柱として、鳥獣害対策のモデル構築や地域資源を生かした農山村振興、さらには再生可能エネルギーの活用促進や森林吸収源対策などの様々な課題に関する調査を行うことを目的として設置されたものであります。

それでは、当委員会に付託されております農山村振興・環境保全対策の推進について、今年度の調査の概要を報告いたします。

今年度は、農山村振興対策として、鳥獣害対策のモデル構築に向けた取組、地域資源を生かした農山村振興に関する取組、環境保全対策として、森林吸収源に関する取組について重点的に調査を実施いたしました。

まず森林吸収源に関する取組としましては、昨年七月に、執行部並びに東白川村森林組合代表理事組合長ほか二名を参考人として意見聴取し、議論を行いました。

執行部からは、県内における森林吸収源対策の現状とGークレジット制度の運用状況について説明を受けま

した。

委員からは、Gークレジットの販売量についての質疑があり、執行部からは、令和六年度分の千七百五十二トンが完売しているほか、令和七年度分についても二千六百三十七トンが販売済みであるとの説明がありました。

続いて、参考人からは、東白川村森林組合の特徴と取組と題して、同組合の特徴や事業概要、またその取組として、Gークレジット、Jークレジット、そして国際的な制度であるFSC森林認証制度の実施状況等について説明を受けました。

委員からは、FSC森林認証制度に取り組むことのメリットについての質疑があり、参考人からは、国際的な認証であるFSC森林認証を二十二年間維持することで、企業と連携した森林づくりが可能となっていることから、今後もより多くの企業と協力して森林づくりに取り組んでいきたいとの説明がありました。

次に、鳥獣害対策のモデル構築に向けた取組について、昨年八月に、今年度の政策オリンピック、ニホンザル対策のモデル構築の支援団体である飛騨市の飛騨市鳥獣被害防止対策協議会を視察し、係留気球とAIを活用したニホンザル対策の取組などについて説明を受けました。

委員からは、具体的な猿の動態調査方法についての質疑があり、同協議会からは、捕獲した猿にアップル社のエアタグを装着して、係留気球に取り付けたiPhoneでその位置情報を収集し、収集したデータを分析することによって行動範囲や群れの特定を行うとの説明を受けました。

次に、地域資源を生かした農山村振興の取組について、昨年十二月に、NPO法人ゆうきハートネット代表のほか一名、並びに一般社団法人ぎふの田舎へ行く推進協議会事務局長を参考人として意見聴取し、議論を

行いました。

NPO法人ゆうきハートネットからは、就農支援、体験交流、技術向上、販売促進といった四つの事業概要や、半農半X型農業、地域が一体となった有機農業の取組などについての説明を受けました。

委員からは、移住者対策の現状についての質疑があり、参考人からは、ゆうきハートネットを中心として、移住者が主体となって運営する関係機関が連携して情報共有、相談対応することで、移住者が移住者を呼び込む効果が出ているとの説明がありました。

また、一般社団法人ぎふの田舎へ行こう推進協議会からは、事業概要やGIFU—DO農泊の取組についての説明を受けました。

委員からは、農泊参加者の現状やインバウンドのニーズについての質疑があり、参考人からは、東海三県からの参加者が多く、インバウンドについては、外国語対応可能な受入れ先が少ないため、今後そのニーズを視野に入れて取組を推進するとの説明がありました。

以上、当委員会の調査概要について御報告いたしました。今後とも農山村振興と環境保全に向けて、地域の実情に即した施策が総合的かつ計画的に推進されるよう、知事をはじめ関係機関の皆様の御努力を期待し、当委員会の令和七年度における中間報告といたします。

○議長（小原 尚君） 危機事案・暮らしの安心対策特別委員会委員長 猫田 孝君。

〔危機事案・暮らしの安心対策特別委員会委員長 猫田 孝君登壇〕

○危機事案・暮らしの安心対策特別委員会委員長（猫田 孝君） 危機事案・暮らしの安心対策特別委員会、令和七年度の間報告を申し上げます。

当委員会は、県民が安心して暮らせる社会の実現を目指し、災害、危機事案対策、インフラ整備、犯罪、交通事故防止などに取り組む必要があることから、危険事案・暮らしの安心に関する調査を行うことを目的として設置されたものであります。

それでは、当委員会に付託されております危機事案・暮らしの安心対策の推進について、今年度の調査の概要を報告いたします。

今年度は、危機事案対策、暮らしの安心に向けた対策について重点的に調査を実施しました。

まず危機事案対策として、昨年七月に、「岐阜県の気象・地震・火山について」と題し、気象庁岐阜地方気象台の防災管理官を参考人として招致し、岐阜県の気象特性や防災気象情報、地域防災支援などについて説明を受けました。

委員からは、年平均気温の上昇に伴う豪雨の発生回数の変化について質疑があり、参考人からは、岐阜県では、年平均気温が二度上昇すると一時間降水量五十ミリ以上の雨の発生回数が一・四倍、年平均気温が四度上昇すると二・三倍になると予想しているとの説明がありました。

さらに、十月に、国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所長を参考人として招致し、国道二十一号岐大バイパス岐阜市内立体事業の事業概要や工事の進め方、期待される事業効果などについて説明を受けました。

委員からは、工事の時間帯や通行止めについて質疑があり、参考人からは、施工内容は限定されるが、作業の安全性や現道の交通状況を考慮し、可能な範囲の施工を昼間に行いたい。施工内容によっては、夜間において通行止めが必要となるとの説明がありました。

次に、暮らしの安心に向けた対策については、昨年十二月に、朝日大学法学部大学院法学研究科教授を参考

人として招致し、説明を受けました。

参考人からは、朝日大学法学部生による自主防犯ボランティア団体や地域に根差した防犯活動、サイバー防犯ボランティアなどについて説明がありました。

委員からは、薬物乱用防止に関し、小・中学生に対する効果的な対策について質疑があり、参考人からは、なぜ薬物乱用するのか、どうすればやらずに済むのかということをしつかりと教えることが一番重要だと考えるとの説明がありました。

また、交通事故で被害に遭われた方の御遺族を参考人として招致し、ながらスマホ運転の厳罰化や交通事故を減らすための活動、交通事故の被害に遭われた方やその家族などへの支援について説明を受けました。

さらに、今月は、執行部から、岐阜県公共施設等総合管理基本方針の概要や進捗状況について説明を受けました。

委員からは、築六十五年を経過した建物への対応について質疑があり、執行部からは、六十五年以上使用のもの、六十五年を待たずに再整備に着手するものもあり、施設の状況を見ながら検討していくことになるとの説明がありました。

以上、当委員会の調査概要について御報告申し上げましたが、今後とも、危機事案・暮らしの安心対策について総合的かつ計画的に取り組まれるよう、知事をはじめ関係機関の皆様の御努力を期待し、当委員会の令和七年度における中間報告といたします。

○議長（小原 尚君） 岐阜県の魅力発信・向上対策特別委員会委員長 岩井豊太郎君。

〔岐阜県の魅力発信・向上対策特別委員会委員長 岩井豊太郎君登壇〕

○岐阜県の魅力発信・向上対策特別委員会委員長（岩井豊太郎君） 岐阜県の魅力発信・向上対策特別委員会、

令和七年度の間報告を申し上げます。

当委員会は、東海環状自動車道の全線開通、リニア中央新幹線の開業などを見据え、安心とワクワクの岐阜県としていくために、観光、文化、スポーツの振興、人の流入の促進などに取り組みが必要があることから、岐阜県の魅力発信・向上対策に関する調査を行うことを目的として設置されたものであります。

それでは、当委員会に付託されております岐阜県の魅力発信・向上対策の推進について、今年度の調査の概要を報告いたします。

今年度は、観光、文化及びスポーツを通じた魅力発信、県外から人の流入を促進するための産業振興、魅力あふれるまちづくりについて、現場主義を活動の基本方針とし、参考人招致や先進地視察を積極的に行い、調査を実施いたしました。

まず、昨年七月に、DMO（観光地域づくり法人）として持続可能な観光地域づくりを進めている一般社団法人下呂温泉観光協会の会長を参考人としてお招きし、マーケティングに基づく下呂温泉の魅力を高める取組について説明がありました。

委員からは、下呂市への車でのアクセス状況について質疑があり、参考人からは、現状のインフラに対応できるよう、地道にマーケティングをしていくことが重要であるといった意見が述べられました。

また、人口減少への対応として、まちの資源を活用し、ビジネス拠点として町内外の人がつながる場づくりを進めている垂井町の副町長をはじめとした関係者を参考人としてお招きし、コネクトベース垂井について説明があり、委員との意見交換を行いました。

次に、昨年八月に愛知県を訪問いたしまして、オアシス21で県産品を販売する清流の国ぎふアンテナショップGIFTS PREMIUM、国内最大級のオープンイノベーション拠点であるSTATION Ai及び国内最大級の球技専用競技場であり、アジア・アジアパラ大会の会場でもある豊田スタジアムの視察調査を行いました。

STATION Aiでは、スタートアップの支援として、入居者同士の新たな交流や事業創出のきっかけづくりを支援しているとの説明がありました。

次に、昨年十月に、空のインフラとしてのドローンの活用により、地域活性化と持続可能な社会の実現に取り組む株式会社ROBOZの代表取締役を参考人としてお招きし、物流、災害対応などに加え、エンターテインメントへの活用を進めているとの説明がありました。

委員からは、ドローンに搭載されるAIの性能について質疑があり、参考人からは、ドローン自身が操縦者の求めたことを判断して実行する段階に入っているといった意見が述べられました。

また、かみそりの市場が縮小傾向にある中で、新たな発想により新市場を開拓するニッケンかみそり株式会社の常務取締役を参考人としてお招きし、切る技術を農業分野に応用して開発した電動のブドウ巻きつる処理機について説明があり、委員との意見交換を行いました。

次に、昨年十二月に、本巣市にある県内唯一の国立高専であり、ロボット研究などを行っている岐阜工業高等専門学校の視察調査を行いました。

同校では、科学や技術で社会に貢献できる人材を目指し、理論と実践力をバランスよく育成、本物の企業課題に取り組みといった特色があること、またロボコンに参加した学生から、ロボットの製作過程で工夫した点

などについて説明がありました。

最後に、今年一月に、香川県、また岡山県及び広島県を訪問いたしましたして、現代アートの聖地として有名な直島と、それから岡山市内で路面電車を運行する岡山電気軌道株式会社、それから個人貸出冊数で五年連続日本一である岡山県立図書館及びナショナルサイクルルートとして世界中のサイクリストから注目を集めるしまなみ海道の視察調査を行いました。

岡山電気軌道株式会社では、乗って楽しい電車を目指し、チャギントン号の運行、また運転士不足に対し、電車とバスの両方を運転できる二刀流運転士の育成に取り組んでいるとの説明がありました。

以上、当委員会の調査概要について御報告いたしました。岡山県、岐阜県、香川県の魅力を高めていくには、今あるもの、地域資源、また技術、伝統などの価値を高める、そこにしかない存在となるとともに、いかに情報発信していくのかということが重要であることを再確認されました。また、県内外の先進事例を参考にしながら、関係機関との連携を深め、取組を継続していくことが求められております。今後とも、岐阜県の魅力発信、また向上対策に総合的かつ計画的に取り組まれるよう、知事をはじめ関係機関の皆様の御努力を期待し、当委員会の令和七年度における中間報告といたします。

+++++

○議長（小原 尚君） これをもって提出されました案件は全て議了いたしました。

よって、令和八年第一回岐阜県議会定例会を閉会いたします。

午前十一時五十分閉会



閉 会 式

〔一同起立〕

○事務局長（籠橋智基君） ただいまから閉会式を行います。議長から挨拶をいただきます。

〔議長 小原 尚君登壇〕

○議長（小原 尚君） 閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

議員各位には、二十八日間にわたる本定例会会期中提出されました議案をはじめ、当面する県政の諸課題について、終始熱心に御審議を賜り、ここに全ての案件を議了することができました。議員並びに執行部各位におかれましては、議事運営に格別の御協力をいただきましたことを心より御礼申し上げます。

執行部におかれましては、今定例会での議論を十分に踏まえ、持続可能で豊かな岐阜県の実現に向け、県民一人一人が幸せと成長を実感できる施策を着実に推進されますようお願い申し上げます。

そして、今年度をもって退任、退職されます職員の皆様方におかれましては、県民のため、県政推進のため、身を粉にして尽くしてくださいました。長い間、誠にありがとうございました。退任、退職されました後も、

引き続き県政を、また後輩職員をお支えいただきますようお願いを申し上げます。

日増しに暖かな春の日差しを感じる頃となりましたが、皆様方におかれましては、十分御自愛いただきますようお祈りを申し上げます、閉会の挨拶といたします。

(拍手)

○事務局長（籠橋智基君） 知事から挨拶をいただきます。

〔知事 江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、提出案件につきまして終始熱心に御審議を賜り、誠にありがとうございます。また、今日は、予算、条例その他の議案を可決いただきますとともに、人事案件の任命同意をいただきまして、改めて御礼を申し上げます。

さて、間もなく新年度を迎えます。新年度は、「未来を切り拓く力強い岐阜県へ」をテーマに掲げ、県民の皆様が日々の暮らしに安心を感じ、将来に夢と誇りを持てるワクワクの創出に取り組んでまいります。また、新たな総合戦略を策定し、取り組むべき諸課題を体系的に整理するとともに、力強い岐阜県を築くための方策を分かりやすくお示ししたいと考えております。議員各位をはじめ、県民の皆様のご理解と御協力を心からお願い申し上げます、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

○事務局長（籠橋智基君） これをもちまして閉会式を終わります。



議

長

小

原

尚

副

議

長

高

殿

尚

三

番

判

治

康

信

十

番

黒

田

芳

弘

十
五
番

山
内

房
壽

二
十
二
番

小
川

祐
輝

二
十
四
番

恩
田

佳
幸